

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。</p> <p>一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合（以下ハにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するた</p>	<p>第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合（以下ハにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するた</p>

<p>めに自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児</p> <p>ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児</p> <p>ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児</p> <p>ヘ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児</p> <p>ト 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>チ 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>二 半年を限度として臨時に設置される施設</p> <p>三 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設</p>	<p>めに自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児</p> <p>ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児</p> <p>ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数</p> <p>ヘ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児</p> <p>ト 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>チ 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>二 半年を限度として臨時に設置される施設</p> <p>三 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設</p>
<p>めに自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児</p> <p>ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児</p> <p>ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児</p> <p>ヘ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児</p> <p>ト 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>チ 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>二 半年を限度として臨時に設置される施設</p> <p>三 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設</p>	<p>めに自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児</p> <p>ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児</p> <p>ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数</p> <p>ヘ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児</p> <p>ト 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>チ 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児</p> <p>二 半年を限度として臨時に設置される施設</p> <p>三 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設</p>